

報告第8号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月28日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和元年6月28日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

北本市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。